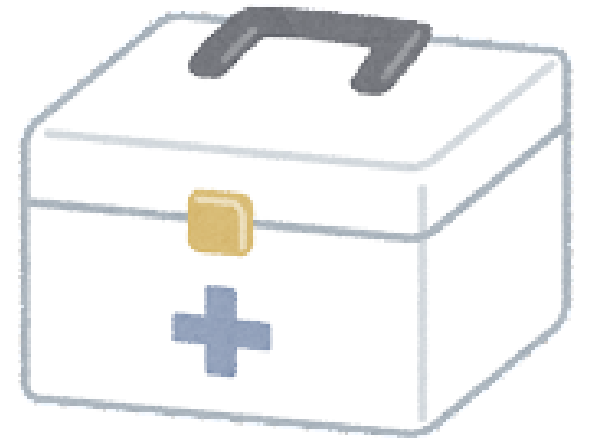
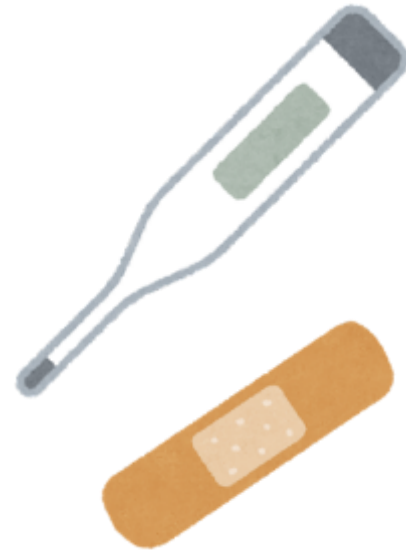


令和5年度 全校保護者会資料

保健給食部

保健について



登校前の健康観察をお願いします

登校前に、お子様の様子を観察してください。

- 表情は良いですか。
- 食欲はありますか。
- 排便はありましたか。
- 体温は何度ですか。
- 嘔吐や繰り返す下痢はしていませんか。
- 咳や鼻水が出ていませんか。

お子様の健康に関することについて

お子様の健康に変化がある時は、担任または養護教諭までお知らせください。

- 連絡は連絡帳または電話でご連絡ください。
- 通院をしている方で、検査や入院をした時などは必ずお知らせください。
- 薬を処方されている方で、薬の種類や分量に変更があった場合は、必ずお知らせください。

服薬について

学校で使用するお薬は病院で処方されたもののみ使用可能としています。
(ただし、ハンドクリームやリップクリームは市販のものも使用可能です。)

- ・ 薬の種類や分量が変更になった場合は、
主治医意見書の追記・訂正が必要です。
- ・ 1週間以上学校で薬を使用する場合は、提出書類があります。
(お昼の内服薬、軟膏や点眼などすべて共通です)
- ・ 風邪薬など1週間未満で終わる薬を服用する場合は、何のための薬なのか、いつ使用する薬なのかを毎日連絡に記入してください。

保健室の利用について

(1) ケガの処置について

学校管理下でその日起きたケガの応急手当を行います。

家庭で起きたケガや長期のケガの対応は御家庭での対応となります。



保健室の利用について

(2) 体調不良の対応について

感染予防のため、熱が37.5℃以上ある場合

繰り返す嘔吐・下痢 など

体調がすぐれないときは、ご家庭に連絡してお迎えをお願いしていただきます。

※37.5℃以上の熱がある時は、スクールバスに乗車することができません。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校で37.5℃以上の発熱で早退した場合、あるいは家庭で37.5℃以上の発熱で学校をお休みした場合は、その日のうちに熱が下がっても、念のため翌日は学校をお休みしてください。

- ・ 学校で嘔吐した場合

嘔吐した際、吐物が洋服や上履きについてしまった場合、感染予防のため、汚れものは学校で洗ったり、消毒したりせず、そのまま御家庭へ持って帰っていただきます。

- ・ その他、お子様のことで気になる点がある時は、担任または保健室から、保護者の方に御連絡することがあります。



学校感染症について

インフルエンザなどの学校感染症に罹患した場合、「出席停止」扱いとなります。

学校感染症と診断された場合は、速やかに学校まで御連絡をお願いします。

感染症が治癒し、医師より登校許可の診断が出た際は、「登校届」を記入し、登校時に学校へ提出してください。

登校届は、本校ホームページよりダウンロードできます。

東京都立青山特別支援学校長 殿

登 校 届

診断名 _____

上記の疾病で令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 病院（医院）

_____ 医師にて加療の結果、治癒し、他に感染のおそれはないと

認められたので令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校します。

（発熱： _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日、解熱： _____ 月 _____ 日、左記以外の症状がなくなった日： _____ 月 _____ 日）

小・中 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

保護者 氏名 _____

独立法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下でケガをし、病院を受診した場合、その医療費や見舞金の給付を受ける共済給付制度のことです。

- 対象…初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割）
が、500点（5,000円）以上の場合。
参考：保険証使用（3割負担）の場合、総額1,500円以上で対象となります。
医療費と見舞金が給付されるまでに手続き上2～3か月以上かかります。

医療証を使用した場合でも対象となります。

学校管理下でケガをし、医療機関にかかった場合は、保健室までお知らせください。

頓服薬について

学校でお預かりした頓服薬を学校で使用する場合は、原則保護者の方へ御連絡してから使用します。

※頓服薬を学校に預け、学校で使用する場合は、主治医意見書の提出が必要です。

主治医意見書は、医療機関によって、文書料が発生することがあります。

保健行事について

- 1年を通じ、健康相談や健康診断等の保健行事を予定しています。
- 健康相談では、精神科校医にお子様の心身面で気になることを相談することができます。
- 高等部になると、初診で児童精神科に診てもらうことは難しくなります。中学部のお子様でまだ主治医がいない方は、今のうちに主治医をもつことをお勧めします。



保健行事について

- 本校では、健康診断を受けないと、水泳学習に参加することはできません。

健康診断の日は、お休みせずできるだけ学校で検診を受けられるよう御協力をお願いします。

学校で健康診断が受けられなかった場合は、御家庭で病院を受診していただくこととなります。

健康診断で異常が見つかった場合は、速やかに病院を受診してください。

給食について



本校では特別食対応を行っています。

本校の特別食とは下記の内容を特別食と定義しています。

- ・食物アレルギー対応食
- ・疾病などによる対応食
- ・形態食

御不明な点は、保健室または栄養士（近藤）までお問い合わせください。

給食の個人欠食について

- 入院などで、連続3回以上の欠食を希望される場合には、担任に相談し、保護者の方が欠食届を御記入ください。
- 欠食届は、**欠食開始希望日の土日を除く11日前まで**に御提出ください。



医療的ケアについて



医療的ケアについて

- 本校では、医療的ケアを行っております。
- 医療的ケアとは、東京都教育委員会が定めた内容についてのみ学校で必要な医療を受けることができる制度です。
- 本校でも、医療的ケアが必要なお子様が在籍していますので、学校に非常勤看護師が在籍しています。
(非常勤看護師は、医療的ケアのお子様のケアのみ行います。)

ご清聴ありがとうございました

